

平成二十五年 第一回臨時会

今臨時会は、議員請求による招集で去る四月二十二日に一日間の会期日程で開催し、「TPP交渉参加表明に抗議する意見書」など五件の議員提出議案について審議し、それぞれ原案どおり可決されました。

なお、「日台漁業協定締結に対する意見書」については、漁業協定の発効が五月十日となつていていることから、その見直しを求めるため、議決後、迅速に政府関係要路に対して直訴要請を行つており、その要旨と議決結果は次のとおりとなつております。

日台漁業協定締結に対する意見書

提出者 仲嶺 忠師

要旨

政府は、去る四月十日に尖閣諸島周辺水域を対象とする日台漁業協定を台湾と締結した。

尖閣諸島周辺水域は八重山漁協所属漁業者をはじめ、沖縄県のマグロ漁業等にとつて

（結果）全会一致で可決
い。

よつて、本市議会は本市漁業者並びに沖縄県漁業者の意向に配慮することなく締結された日台漁業協定に強く抗議するとともにその見直しを強く求める。

重要なものであることから沖縄県並びに沖縄県漁業関係団体等は、日台漁業協定締結の協議においては、沖縄県漁業者の意向を十分に配慮するこ

と並びに漁業水域の設定に当たっては、日本側の主張する排他的経済水域の地理的中間線を基本として協議することを国に対し強く求めてきたところであるが、今回の日台漁業協定は、地元に対して何ら説明がないまま締結された。その内容は、台湾が主張する暫定執法線よりも広い水域での漁船操業を容認するなど、台湾側に大幅に譲歩したものであり、好漁場の縮小・競合が余儀なくされるることは明白である。

このことは、漁業者の安全操業と生活に大きな影響を及ぼすものであり、今回の日台漁業協定締結は極めて遺憾であり到底許されるものではな